

可見市 下水道ストックマネジメント計画

可 見 市 水 道 部 下 水 道 課
策 定 令 和 3 年 3 月
改 定 令 和 ー 年 ー 月

①ストックマネジメント実施の基本方針

| | | |
|----------|---|--|
| 【状態監視保全】 | … | 機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。 |
| 【時間計画保全】 | … | 機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。 |
| 【事後保全】 | … | 機能上、特に重要でない施設を対象とする。 |

②施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

| 施設名称 | 点検・調査頻度 | 改築の判断基準 | 備 考 |
|-----------------------------|---------------------------------------|---|---|
| 【最重要施設】 管渠、マンホールふた、マンホール | 1回/5年の頻度で点検を実施。点検で異状を確認した場合には調査を実施。 | 管渠：緊急度Ⅰ及びⅡ、マンホールふた：健全度1、マンホール：緊急度Ⅰ及びⅡで改築を実施 | 腐食のおそれの大きい箇所 |
| 【重要施設】 管渠、マンホールふた、マンホール | 1回/7～8年の頻度で点検を実施。点検で異状を確認した場合には調査を実施。 | 管渠：緊急度Ⅰ及びⅡ、マンホールふた：健全度1、マンホール：緊急度Ⅰ及びⅡで改築を実施 | 幹線に位置付けられている管路施設 避難所・防災施設の排水を受け持つ管路施設 緊急輸送路下に埋設されている管路施設 軌道又は河川横断部に埋設されている管路施設 |
| 【一般施設】 管渠、マンホール | 1回/15年の頻度で点検を実施。点検で異状を確認した場合には調査を実施。 | 管渠：緊急度Ⅰ及びⅡ、マンホール：緊急度Ⅰ及びⅡ、で改築を実施 | 上記以外の暗渠でかつヒューム管及び陶管が対象 |

【マンホールポンプ】

| 施設名称 | 点検・調査頻度 | 改築の判断基準 | 備 考 |
|-------|--------------------------------------|--------------|-------------------|
| ポンプ本体 | 1年に1回の定期点検を実施。点検で異状を確認した場合には分解調査を実施。 | 健全度2以下で改築を実施 | ポンプ口径φ50以外のポンプを対象 |

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

| 施設名称 | 目標耐用年数 | 備考 |
|------|---------------|----|
| 圧送管 | 標準耐用年数の1.5倍程度 | |

【マンホールポンプ】

| 施設名称 | 目標耐用年数 | 備考 |
|------|---------------|----|
| 電気設備 | 標準耐用年数の1.5倍程度 | |

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きょ施設】

...

異状が発生したとしても影響が小さい、あるいは重要度が低い下記施設は事後保全とする。

- ・ 剛性管に比べ不具合の発生割合が少ない塩ビ管
(最重要施設、重要施設該当箇所は除く)
- ・ 最重要施設、重要施設以外に設置されているマンホールふた
- ・ 腐食の要因となる硫化水素ガスが発生しない雨水開水路
- ・ 下水輸送システム的に重要度が低い取付管及びます

【マンホールポンプ】

...

ポンプ口径φ50のポンプ本体については、予備機を保有していることから事後保全に分類している。

③改築実施計画

1) 計画期間

| |
|-------------------|
| 令和 3 年度 ~ 令和 7 年度 |
|-------------------|

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) |
|------------------|--------------------|------|-------------------|----------|-------------|-------------------|------|
| 処理区・排水区 の名称 | 合流・ 汚水・ 雨水の別 | 対象施設 | 布設 年度 | 供用 年数 | 対象延長 (m) | 概算 費用 (百万円) | 備考 |
| 下恵土中 処理分区 | 汚水 | 管きよ | 1994 ～ 1995 | 25～26 | 600 | 60 | ⑥耐震化 |
| 広見処理分区 (第1分区) | 汚水 | 管きよ | 1995 ～ 1997 | 23～25 | 3,076 | 308 | ⑥耐震化 |
| 今渡 処理分区 | 汚水 | 管きよ | 1995 ～ 1997 | 23～25 | 1,605 | 161 | ⑥耐震化 |
| 土田処理分区 (第1分区) | 汚水 | 管きよ | 1981 ～ 1997 | 23～39 | 417 | 42 | ⑥耐震化 |
| 下恵土東 処理分区 | 汚水 | 管きよ | 1995 | 25 | 270 | 27 | ⑥耐震化 |
| 合計 | | | | | | 598 | |

備考1) 改築を実施する施設のうち、② 1) において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について（平成28年4月1日 下水道事業課長通知）」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考3) 「下水道施設の改築について（平成28年4月1日 下水道事業課長通知）」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられた場合
- ④ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑤ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑥ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑦ 合流式下水道を改善する方法

備考4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ストックマネジメントの導入によるコスト縮減効果

| 概ねのコスト縮減額 | 試算の対象時期 |
|-------------|---------|
| 約1,530百万円/年 | 概ね100年 |

